

農政産業観光委員会会議録

日時 平成26年2月28日(金) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後1時43分

場所 北別館504会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 久保田松幸
委員 武川 勉 河西 敏郎 桜本 広樹 皆川 巖
渡辺 英機 鈴木 幹夫 土橋 亨 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公営企業管理者 安藤 輝雄 エネルギー局長(企業局長併任) 松谷 荘一
企業理事 西山 学 企業局次長 伊藤 好彦
エネルギー政策課長 小島 徹
企業局総務課長 渡辺 恭男 電気課長 仲山 弘

産業労働部長 矢島 孝雄 産業労働部理事 高根 明雄 産業労働部次長 小林 明
産業労働部次長(産業支援課長事務取扱) 平井 敏男
労働委員会事務局長 市川 由美
産業政策課長 石原 啓史 海外展開・成長分野推進室長 櫻井 順一
商業振興金融課長 立川 弘行 産業集積推進課長 依田 正樹
労政雇用課長 半田 昭仁 産業人材課長 遠藤 克也
労働委員会事務局次長 小俣 芳久

観光部長 堀内 久雄 観光部次長 赤池 隆広
観光企画・ブランド推進課長 塚原 稔 観光振興課長 仲田 道弘
観光資源課長 荒井 洋幸 国際交流課長 佐野 宏

農政部長 山里 直志 農政部次長 橋田 恭 農政部技監 有賀 善太郎
農政部技監 樋川 宗雄 農政総務課長 相原 正志 農村振興課長 小幡 保貴
果樹食品流通課長 小野 光明 農産物販売戦略室長 丹澤 尚人
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 河野 侯光
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 渡邊 祥司

(付託案件)

- 議題 第63号 山梨県富士山保全協力金基金条例制定の件
第64号 山梨県農地集積・集約化対策基金条例制定の件
第76号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例中改正の件
第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会
関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの
第81号 平成25年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算
第82号 平成25年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算
第86号 平成25年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

- 第89号 平成25年度山梨県営電気事業会計補正予算
- 第90号 平成25年度山梨県営温泉事業会計補正予算
- 第91号 平成25年度山梨県営地域振興事業会計補正予算
- 第93号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、農政部関係の順に行うこととし、午前10時04分から午前10時14分までエネルギー局・企業局関係、休憩をはさみ午前10時25分から午前11時12分まで産業労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午前11時23分から午前11時46分まで観光部関係、さらに休憩をはさみ午後1時02分から午後1時43分まで農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 エネルギー局・企業局関係

- 第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

- 第89号 平成25年度山梨県営電気事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

- 第90号 平成25年度山梨県営温泉事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

- 第91号 平成25年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

第76号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 (資金対策費について)

桜本委員 産の4、特に資金対策費ということで、38億5,000万円、貸付実績の減ということですが、どんな点でこれだけの大きい貸し付けが残っていると考えていますか。

立川商業振興金融課長 ただいまの資金対策費である短期事業資金につきましては、50億円ほど予算がございますけれども、現在、決算見込額として11億円ということがございますので、38億円、執行率につきまして23%ということ、委員の御指摘ございました。

これにつきましては、短期の貸付け、6カ月の貸し付けということございまして、近年、執行率は実際のところ12億円程度になっております。今年度の執行率も同じような状況ですけれども、これにつきましては、金融機関を通じてPRも進めておりますが、現在、まだまだ厳しい経済情勢のもと、中小企業の方々は、そういった短期の需要もまだまだないのかなということ、執行率が低いながらも予算枠をこれまでどおり確保していくという状況でございます。まだまだ資金需要が厳しい状況ではないかなということで理解しております。

桜本委員 金融ですから、例えば企業でも、短期的、長期的な見通しの中で資金需要というものを考えている。また、金融機関でも金融機関としての流れ、例えば、毎月、日銀の短観ということで、毎月定例で支店長が、県内の経済の分析も発表している。各金融機関の、例えば短期的な需要を見越しているのか、あるいは長期的な見通しなのか。商業振興金融課ではどんなふうに、日銀だとか民間の金融機関と意見交換、情報集積、分析をしているんですか。23%の執行率というのは、け

た違いに低いと思いますが、いかがでしょうか。

立川商業振興金融課長 金融機関との連携ということでございますけれども、これにつきましては、短期資金のみならず、現在の金融情勢につきまして、財務局ですとか関東経産局、各金融機関とは、月1回程度の形では情報交換を行っております。その中で、短期資金につきまして、実際、どれだけ必要かということになりますと、実は、それぞれの金融機関の状況に応じて、必要な分だけ、金融機関を通じて出しております。必要な分ということで、各金融機関が必要とされた分を預託するという形でやっておりますので、それぞれの金融機関の状況に応じた分の預託は十分されていると考えております。

桜本委員 これだけのものが貸付残で残っているということでありますので、例えば県の施策も、これから短期的な見方ではなくてもうちょっと長期的な見方にするとか、こういった経験知を生かしながら、施策の変更というものも考えられませんか。

立川商業振興金融課長 委員御指摘のとおり、これについては、また機動的な運用方法等も考えられると思いますが、先ほど申し上げたように、これを全額使うということではなしに、この枠を設定しておりますので、この範囲内で金融機関のほうで短期に回していただいているという実態でございます。

実は、短期ですから、全部、収入のほうが諸収入となっておりますが、金融機関にお貸したものが戻ってきて、戻ってきたものを回している状況ですので、戻ってくる分が少なければ出ていく分が少ないといえますか、一般財源に影響を与えるものではなく、あくまで枠として設定をさせていただいているということでございます。

委員御指摘のとおり、枠の見直しということもあってもいいのではないかと考えてございますので、実績も考えながら、改めて検討していきたいと思っております。

桜本委員 お金ですから、回っていかねばお金の施策というものが実行されないわけですので、そういった見直しを含めて、企業の融通というか、欲しいもの、借りたいものに政策転換していくことが大事になってくると思っておりますので、よくまた見直しを立ててください。

（基盤的技術産業集積活性化推進事業費について）

次に産の6。先ほど説明の中で、国庫補助金の不採択ということですが、どんな内容のものがどんな意味で不採択になったのか、詳しい説明をしてください。

平井産業労働部次長 この補助金は、電源立地対策事業の中の1つの補助金のメニューでございます。県の工業技術センターに研究開放機器、いわゆるセンターで利用したり、民間の企業さんに利用していただくという機器を整備する事業であります。

今回、ナノレベル、非常に小さい部品の表面を観察して品質の評価ができる、簡単に言いますといわゆる電子顕微鏡を整備しようと思っておりました。そういう補助金の申請を国へ行いましたが、国のほうからは、ことは非常に申請が多くて、残念ながら、山梨県は採択できませんでしたという返事をいただきました。

桜本委員 これによって影響を受けた企業はあるのでしょうか。

平井産業労働部次長 この機器を整備しようと考えたのが、だんだん微小、ナノレベルの非

常に細かい部品が特に電子機器等に出てきておりまして、そういった企業の必要性も考えて整備しようとしたので、やはり使いたいという要望はありました。ただし、今、申し上げましたように採択ができませんでしたので、現行の機器で対応できるものは、それに対応いたしました。

ただ、やはり今回整備しようとしたものはそれよりも精度が高いものですから、申しわけありませんが、ほかの県のそういった機器の入っているところを御紹介するような形で対応させていただきます。

桜本委員

この予算額を見ますと、県費でその半分の額は盛っているのが現状ですね。それだけ山梨県の企業の活性化というか、ナノ対応、燃料電池だとかそういった分もあると思います。必要であれば、この不採択の分を、全部、県費で買おうという考え方はないのでしょうか。

平井産業労働部次長 委員がおっしゃるような考えもあろうかと思いますが、この金額を見ても、今、御指摘があったように非常に高額なものでございます。これは2分の1の補助制度でございますので、こういう高額なものは、なかなか県費だけでは整備ができなくて、これまでも補助制度等を有効に活用する中で整備をしているというのが実情でございますので、今回もそういう形にさせていただきました。

桜本委員

1,785万円という金額ですので、やりくりを考えて、企業がこれだけ停滞している状況に関して、バックアップできるような機器の整備というのは、やはり行政が考えるものだと思います。新年度でどうなっているかわかりませんが、その辺、また覚悟して、業界との話し合いを設けながら、出すものはきちっと出してください。

（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について）

次に移ります。産の8。労政雇用課の10億円近くの事業費の減額であったと。これもやはり先ほどの、お金を用意したけれども企業が借りてくれない、あるいは緊急雇用の予算も用意をしたけれども、なかなか難しかったというように、実績値を挙げてください。予定した人数に対してどれだけの実績があったのか、具体的に数値を出してください。

半田労政雇用課長 企業支援型の計画とその実績についての御質問かと思えます。企業支援型につきましては、昨年のちょうど2月に13億円の交付を受けたところです。この事業によりまして、大体1件当たり2,000万円ぐらいの事業規模を想定し、60件から70件ぐらいの事業件数を見込みまして、全体では270名ほどの雇用をしていこうということで、計画をしてきたところです。

そのような状況の中で、実績でございますけれども、全体では40事業ほどを採択いたしまして、取り組んできたところでございます。雇用ベースで申し上げますと、約半分ぐらいの雇用が達成できたということでございまして、130名ほどの雇用を行ったという状況でございます。

桜本委員

先ほどの説明の中で、基準、ハードルが高かったということもありましたけれども、具体的にはどの辺のハードルが高いのでしょうか。

半田労政雇用課長 この事業は、これまでの緊急雇用のように、直接、行政、県や市町村が雇用するという形ではございまして、民間企業などに委託をして実施するというスキームになっております。

そういう中で、まず、委託先の要件が厳しかったと考えております。起業後10年以内の企業、団体でないと委託先として認められないという要件がございました。もう1つは、事業の採択の要件というんでしょうか、地域の資源を活用した新しい取り組みの事業であるということ、その事業を通じて、次年度以降にも継続の雇用ができないといけない、そういう見込み、期待が持てないといけない事業であるという要件がございまして、PRはしてきたところでございますけれども、手を挙げて提案をしていただく件数が少なかったということでございます。

桜本委員

肝いりで掲げた事業でありますので、この制度が割と行き渡らなかったということかもしれませんが、非常にいい施策でありますので、企業家にも話を聞いて、どこにそういったものを回していけばいいのか、どういった業態をつけ加えていけばいいのかという分析を、ぜひ緊急にやってもらいたい。

中には、我々もこういったものを使いたいんだという企業もあります。ただ、条件があまり狭まっている状態では、なかなか広がりが見つからないというところもあります。ぜひ、先ほどのお金の回し方、雇用の創出のあり方、それに助成していくという非常にすばらしいものですので、お金が使われるような施策にぜひ転換していただきたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

矢島産業労働部長 企業支援型の緊急雇用の執行率ですけれども、実は昨年暮れの段階で、もう3割から4割くらいというふうに見えてまいりました。各県の状況を聞いてみましたらば、中には10%、20%、全国的に見ても3割、4割というところばかりでした。

ということで、これはそもそも起業10年以内という国の基準が、ちょっとハードルが高すぎるのではないかと思いましたが、この1月に、私、厚生労働省に参りまして、職業安定局長に、全国の状況も示しながら、ぜひ見直してもらいたい、使いやすいものにしてもらいたいと要請をいたしました。しかし、その時点ではもうだめだということで、残念ながら実現できなくてこういうことになってしまったわけですが、これは全国的な状況で、基準の問題だと私は思っています。

今回、新しく緊急雇用の臨時特例基金という形で盛りました10億円、来年度から始まるこの新しい雇用の事業は非常に使い勝手がよくて、幅広く使えるという内容になっておりますので、この新しい基金を使って、地域人づくり事業を実施することにより、雇用をしっかりと確保していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（基盤的技術産業集積活性化推進事業費について）

武川委員

桜本委員の質問に関連して、技術高度化支援開放機器整備事業費についてです。桜本委員は、採択されないのであれば、要望が高いのであれば県独自で考えたらどうかという質問だったと思うのですが、私はちょっと視点を変えて、何県ぐらいの県が手を挙げて、何県ぐらいの県が採択されたのか、伺います。

平井産業労働部次長 国にも確認を何度もさせていただきましたが、応募件数については答えをいただけませんでした。採択県数につきましては、国のホームページにも出ておりますので確認ができて、今年度の場合、5県です。

武川委員

高校受験、大学受験じゃないけれども、応募しました、不採択になりました、はい、そうですかというわけにいかないんですね。採択になるにはどうしたらいいかということで構築して、県は県としての予算計上をするわけですね。

昔と今と状況がいろいろ違ってきていますが、時に国会議員の力も借りたり、昔は、案件によっては東京事務所も動いたり、予算規模、案件等によって違いますけれども、オール県庁で傾向と対策を図って、鉛筆をなめてもらってきたものです。手を挙げたけれどもだめだった、はい、そうですかというわけにいかないですよ。民間の営業だったら、何をしているんだということになります。

ですから、今、政権与党で、国会議員もたくさんいらっしゃるし、いずれにしても、もっと国会議員などの力を借りる中で、この程度のことは、5県採択されるうちの1県ぐらいに山梨県が入らないと、ちょっと問題だと思います。

私は、もっと取り組むべき、やるべきことが、ちょっと足りないんじゃないかというところを指摘したいです。その後、さっき桜本委員が言った話になると思いますが、その前段の話で、やることをやっているのかなという感じはします。

平井産業労働部次長 委員の御指摘のとおりでございます。私どもとしましても、この結果が伝わったときに、これでは困るということで、国にも、さっき申し上げましたように確認をさせていただきましたし、ぜひお願いをしたいということは頼みました。

もし二次募集、あるいは採択を辞退するところがあれば、ぜひ私どものものを採択してほしいというお願いもいたしましたし、別の補助制度が何とか使えないかということで対応をさせていただいたのですが、実はこの補助金を使って、平成17年からずっと8年連続採択をしていただいております。そういう県はなかなかなくて、そういうところに持ってきて、先ほど申し上げましたように、ことは非常に応募が多かったということだそうなので、不採択の県や、採択されても減額をされたような県が出てしまったという状況でございます。

武川委員 ずっともらっていたのだったら、余計にお粗末です。宝くじを買ったけれども当たらない、当たった宝くじが落ちていたらそれを見つけて拾いますみたいな話をしているでしょう。ほかが辞退したらなんていう答弁は納得いきませんよね。お願いするにも、いろいろな入り口があるわけでしょう。

いずれにしても、今の答弁を聞くと、余計に納得できないんだけど、ともかく、こういう事態で、物事には傾向と対策があるのだから、もっとやるべきことをやって、詰めが足りないのではないかなと言わざるを得ません。気をつけてもらいます。

矢島産業労働部長 せっかく貴重な財源をいただいたわけですので、これが有効活用できるように、補助金を申請してそのままほったらかしではなくて、今、御指摘いただきましたように、早い段階から情報収集したり、その状況によっては、いろいろな分野の方々をお願いをするといった形で、本当に認められた予算が有効活用できるように、これからしっかりやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第81号 平成25年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 平成25年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 観光部関係

第63号 山梨県富士山保全協力金基金条例制定の件

質疑

桜本委員 基金の設置という趣旨であります。例えば企業が研修を含めて500人規模で来た。そうすると、1人1,000円ですから約50万円というお金になります。内容は寄附金ですので、企業の寄附金控除だとか、個人における寄附金控除みたいなものは受けられるものですか。

荒井観光資源課長 控除の対象にはなりません。

桜本委員 その場合、寄附金ですから、一般的にこういった基金を募る場合は、寄附金台帳といったものもつくるのでしょうか。例えば氏名、住所、年齢も必要なのかな。その辺はいかがですか。

荒井観光資源課長 不特定多数の方からいただくわけですが、現在、基本的に、台帳というものはつくる方向では考えておりません。社会実験等で行いましたけれども、基本的には、領収書にも、お名前等は記載しないことにしております。住所、氏名等の台帳はつくらない方向で考えています。

桜本委員 そうすると、インターネットとかコンビニ等の払いの場合は残りますけれども、寄附をいただいたものの、こちらの受けは、例えば通し番号を入れるとか、どういった管理をするのでしょうか。

荒井観光資源課長 基本的には、領収書を発行いたします。その中で、通し番号で管理をしていくというふうに考えています。

桜本委員 山梨県、静岡県と協議をしながらということですが、実施主体の代表というのは、山梨県知事になるのですか。そうした場合、こういった会計基準を使われる

のですか。

荒井観光資源課長 領収につきましては今、お願いしております基金に取り入れて、また必要な事業については基金から繰り出しをして使うということになります。主体のトップは知事でございますので、知事が実施するということになります。

この会計につきましては、ここにありますように一般会計に予算をしまして基金に積み立てをする。基金から取り崩す場合も、一般会計の予算に、その財源として基金を充てるということを明記しまして、執行していくという形になります。

桜本委員 一般会計に対して、それが寄附金から構成されるものが全額ということであれば、それは何かどうか、寄附金台帳というものを残さなければ、この中に1,000円を超える金額も受け付けるとあるわけですから、例えばこれ以下の金額に対するものは載せないとか、これを超えるものについては寄附金台帳として残すとか、ある程度の基準を設けなければ、そういった寄附金控除の効力をなくすのではないですか。

荒井観光資源課長 今の御提言を受けまして、検討してまいりたいと考えています。

桜本委員 来た登山者からの寄附金を募るということで、お金にかかわることは、やはり一番大事なことでありますので、専門家等に、もう1回、問い合わせをしながら、漏れがないように対応してください。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金について）

桜本委員 観の3、中部横断道プロジェクトの事業費が半分近く戻ってきたということですが、事業費が半分戻るということは、どんなことが起きたのでしょうか。

仲田観光振興課長 本事業につきましては、3年計画で実施した最終年度でございまして、事業の内容につきましては、移住の希望者が体験で宿泊できる施設を、古民家を活用してつくっていくという事業でございます。

当初、4棟計画してございまして、平成24年度には3棟整備済みでございます。残りの1棟を、本年度、整備する予定でございましたが、最終的に、所有者が、町に古民家を寄附するのを断念いたしました。ほかも探しましたが、適当な古民家が見つからず、事業が実施できないということでございます。

4棟のうち3棟につきましては24年度に整備されて、それぞれ移住希望者が体験で入っているという状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 農政部関係

第64号 山梨県農地集積・集約化対策基金条例制定の件

質疑

桜本委員 条例の概要に、「この補助金制度においては、都道府県が、国から交付された補助金に基づいて」とあるのですが、算定する基準というか、交付基準というものがわかりますか。

小幡農村振興課長 算定基準につきましては担い手への農地集積率を、国が、現在全国ベースの基準のものを10年後に80%に上げるという計画に基づいて、山梨県の現状の集積率と鑑みて、今後、集積すべき面積として計算したものに基づいて、算出しております。

桜本委員 今の説明でいきますと、やはり山梨県から出された集積率というか、計画を国で認めていただくということなんですか。そうであれば、どのぐらいのものを国に申請してあるのか、どんなふうなやり方ですか。

小幡農村振興課長 国は、過去の集積の率に基づいて、全国集積したデータがあります。それに基づいて、国で算定したものであり、これに関しまして、県のほうから申請した数字ではございません。あくまで、既にあるデータを、全国的に取りまとめた、全国のデータの中の山梨のデータに基づいて、国が算定しております。

桜本委員 例えば山梨県が数値のもとになるものが100である。そのうちの、国のほうで示したものが、集積率を60%にするということであれば60ですね。その100の根底にある根拠という数字は、何に当たるのかという質問です。

小幡農村振興課長 根底にあります集積率、ベースになる集積率でございますけれども、これは、1つには認定農業者と、認定農業者になるところの基準到達者、この2つをもちましてベースになる担い手といたします。その担い手に集積されている面積を基準にしております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（県産果実海外販路拡大支援事業費について）

桜本委員 農の7、海外販路の支援ということで、山梨県の場合、輸出額、輸出量とも、右肩上がりです上がっているということも聞きますが、この支援事業費がこれだけ減額されるというのは、どんな理由があるのでしょうか。

丹澤農産物販売戦略室長 この経費につきましては、今年度、台湾に知事がトップセールスに参りました経費のうち、旅行業者への入札した経費の執行差金でございます。

（担い手育成確保対策費について）

桜本委員 次に、担い手対策ということで、農の12です。これは、幾つかの関連する課から減額の説明にもありました。全体的なことで、減額の説明が、市町村の計画が大分減ったというお答えを3回ほど、各課から聞いたのですが、こういった市町村の指導をされているのですか。

相川担い手対策室長 まず、農の12ページの農業用施設・機械のところ、市町村からの要望が少なかったという理由を御説明したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

この事業は、希望者の農業者から上がってきたものを市町村が取りまとめて、それを申請することになるのですが、要望した農家の取り組みがポイント制になっております。例えば、農業経営改善をした場合、1ポイント、6次化をした場合、1ポイントとか、法人化をした場合、1ポイントとかということになっていきます。そのポイント数を総合しまして、農家1軒当たり割り戻します。これは国補なのですが、そのポイントが高いところに配分することになっておりまして、高いポイントがとれなくて、結局、国から配分が少なくて申請ができなかったというのが、機械の関係の補助金の少なくなった理由です。

桜本委員 今のお答えであれば、逆に言うと、ポイントを取得できるような指導がされていなかったということにつながりませんか。

相川担い手対策室長 こういうものをすればポイントが加算するという指導はしていますが、希望した農家が、例えば法人化していなかったり、新規就農者を育成していなかったり、雇用に取り組んでいなかったりということで、ポイントがとれなかったというのが実態であります。

桜本委員 まさしく今の答弁というのが、基本的な指導ができていないということじゃないですか。まず、補助金を受けるといったポイントを受けるとは、会社設立が条件だということなどは、イロハのイじゃないですか。そういったことができているということは、まさに行政の指導の落ち度じゃありませんか。

相川担い手対策室長 説明がちょっと足りませんでした。このポイントというのは、経営改善、経営改善の中には規模拡大、6次化、品質、高品質化、新部門導入というのが1つのグループです。法人化しているかどうかということが、そこで1点、新規就農者がこれを要望してきた場合は1ポイント、それが45歳以下だったらもう1ポイントというように加算されております。希望する農業者に対して、こういうことをしないとポイントがとれないよということは、十分、周知してありますが、希望した方がそこまでできなかったというのが実態であります。

桜本委員 補正額と使えた金額が、要するに半分ぐらいの実績しかできていない。これは、県が市町村にする指導が行き届いていないのか、新規就農者に対する市町村の説

明が行き届いていないのか、どちらですか。

相川担い手対策室長 両方であります。

桜本委員 今、肝いりでやっている事業が、契約不足や説明不足なんていうことがあってはならないと思います。ぜひ、半分しか執行できなかったなんていうことがないようにしてください。

その上の就農定着支援制度も応募者が少ない。応募者が少ないということであれば、要するに、もう就農規模が少ないのか。あるいはどんな点が考えられますか。

相川担い手対策室長 就農定着支援事業が少なかった理由は、まず1つの要因といたしましては、平成24年度に新設されました国の青年就農給付金制度の制定が大幅におくれまして、その募集を平成24年末のぎりぎりまで行いました。その結果、青年就農給付金(準備型)の事業のほうに人が流れてしまって、4月から5月の募集のこのほうに人が少なかったというのが1つの原因です。

もう1つは、就農定着支援制度というのは、アグリマスターのもとで、年度末までに150日以上研修を行わねばならないという要件があります。定員に満たなかったので、第3次募集まで行ったわけですが、研修開始時期が遅くなりますと150日という要件を満たすことができませんで、この事業ではなく、新規就農者のほうは青年就農給付金(準備型)のほうに移行したということになります。

桜本委員 最後になりますが、先ほど幾つかの中で、市町村との出来高が非常に少なかったというように、予算を構成する中で、あまりうまくいっていない実態が浮き彫りになっていると思います。県費もかなり投入されているものでありますので、そういった執行残がないような形にしておく。それには、市町村との聞き取りをきめ細かくしておく、また、具体的でないものについては盛らないという覚悟を持った予算執行というか、計画が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

山里農政部長 ただいまの御指摘につきまして、非常に重要なポイントであると考えております。せっかく認めていただきました予算でございますので、まずはしっかり執行していただきますように、市町村、または関係する農業団体、JA等に対しまして、事業の中身についてしっかり説明した上で、農家の方々に理解していただいた上で使っていただけるように、まず、努めてまいりたいと思います。

また、さらにこういう予算を組む上においては、事前にできるだけ、こういったニーズがあるのかということも、しっかり把握しておいて予算をつくっていく努力をしてみたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第82号 平成25年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第93号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員長報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。

以上

農政産業観光委員長 石井 脩徳